

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和8年2月19日（木）全員協議会終了後 議会委員会室

出席委員（7名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）矢田貝 香 織
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一
又 野 史 朗 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監
〔防災安全課〕山花課長 村上危機管理室係長

出席した事務局職員

毛利局長 田淵議事調査担当係長 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 奥岩議員 門脇議員 戸田議員 錦織議員 松田議員 森田議員
吉岡議員
報道関係者5人 一般7人

報告案件

- ・島根原子力発電所2号機で計画されているプルサーマル発電に係る中国電力からの説明について
- ・中国電力株式会社への申入れについて

~~~~~

### 午後1時45分 開会

○**稲田委員長** ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、当局より2件の報告を受けます。

初めに、島根原子力発電所2号機で計画されているプルサーマル発電に係る中国電力からの説明について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 令和8年1月15日に行われました、自治体や住民を対象とした説明会がございまして、本市も参加したことから、島根県原子力発電所2号機で計画されているプルサーマル発電に関わる中国電力からの説明について報告をいたします。

では、資料のほうを御覧になっていただければと思います。今お送りいたします。

中国電力のほうで、島根県原子力発電所2号機でのプルサーマル発電の実施に向けて、関係自治体や地域住民に対して説明を開始する旨を公表いたしまして、令和8年1月15日にUPZ内の2県6市の関係自治体職員や地域住民に向けた説明会が実施され、本市も

該当説明会において説明を受けたことに関しての報告となります。

内容といたしましては、資源エネルギー庁及び中国電力より説明がございまして、資源エネルギー庁から、プルサーマルの位置づけなどについての説明、中国電力からは、MOX燃料の特性や島根2号機におけるMOX燃料の使用時期が未定な点などの説明を受けたところでございます。

また、今後、中国電力においてMOX燃料使用に関する設計及び工事の計画や保安規定変更認可の申請を行っていく予定とのことで、審査状況等については、関係自治体及び地域住民に丁寧に説明を行っていくといった説明でございました。詳しい内容といたしましては、続きの資料になるんですけども、参考資料の1及び参考資料の2を御確認いただければと思います。

説明としては以上になります。

**○稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 最初に、これまでも申し上げてはいますが、原発の稼働には反対の立場ではありますけれども、ちょっと内容について幾つか質問をさせていただきます。

最初の資料1の1枚目のところですけども、5の説明内容の(2)の3つ目のポチのところですけども、MOX燃料について、島根2号機でのMOX燃料の使用時期はまだ決まってないが、新たにMOX燃料を製造するのではなく、中部電力浜岡原子力発電所向けに製造されたMOX燃料を調達して使用するというふうに書いてあるんですけども、これは、浜岡原発のほうに不正の問題があって、動かすことができなくなるか、当分できないのか、ちょっと分かんないんですけども、それが使用されることがなくなったからこっちに使用することになったっていうふうな理解でいいのでしょうか。

**○稲田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 今、委員御指摘の件でございまして、まず、このMOX燃料の製造をしているのがフランスの核燃料のリサイクル企業になるんですけども、どうやら、こちらのほうから提案があったというふうに伺っております。また、その燃料メーカーからMOX燃料を調達するものでありまして、中部電力のほうから譲り受けるわけではないということで、使用前事業者検査等での確認であるとか、燃料の信頼性を担保するものというふうに伺っております。以上になります。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 補足でございまして、この中国電力で使うMOX燃料を中部電力の浜岡原発用に製造したものを使うというお話は、これはかなり前といいますか、少々前からあった話のようでございます。実際に今回の問題が出た時点より前からそういうお話があったというふうに伺っております。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** そしたら、もともと、でも、浜岡原発のに造られていたのを、前からそれを島根原発でもってという話はあったということですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** その前からというのがいつからというのは把握はしておりませんけ

れども、不正で中部電力が指摘される以前からそういう話があったというふうには聞いております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、元から、島根原発用のMOX燃料とかを製造されているわけではないということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 現在、その製造メーカーで造っていたかどうかというのは分かりませんが、中国電力で使うMOX燃料については、先ほど説明しました内容のMOX燃料を使うということで聞いてはおります。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 島根原発用のが造られてないけれども、元から浜岡原発用のを使うつもりだったっていう、そこら辺がなぜなのかわからないんですけど、それは多分ここでも分からないと思いますので、取りあえずは了解しました。

それと、先日ですけれども、島根県側のほうにプルサーマルの開始時期っていうのを中国電力さんが伝えられたってということで、鳥取県知事、平井知事とかはそれに対して結構批判をしとられたという報道を聞いていますけれども、その中身が、鳥取県側がプルサーマル発電についてはまだ了解してないということで批判しとられたんですけれども、一応、プルサーマル発電も、鳥取県側、周辺自治体ですけども、事前了解の対象だということでもよろしいのでしょうか。

○**稲田委員長** 今、質問が終わりましたね。

〔「はい」と又野委員〕

○**稲田委員長** 本日は、配付の資料のとおり、1月15日の中国電力からの説明のあった件でやっております。いわゆる2月12日の中国電力と松江市との間で話があったからのことを指してる質問かと思いますが。ですよね、平井知事の場面も報道で流れて。その部分はちょっと関連ということで、まずは、この配付した資料に基づいた内容を先にやって、それが終わってというか、終わったら、そちらのほう、関連ということで受け付けたいと思いますので。そこはちょっと、今待ってもらっていいのでしょうか。

〔「なるほど、じゃあ、また」と又野委員〕

○**稲田委員長** 改めて、今日のもともとはこの1月15日で説明があった件でございますので、先ほどそれが説明がございましたので、その件についての質疑があればお願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** 先ほどの委員長の発言の12日以降の事柄に関しては、関連として、要は質疑を分けてやりたい、そういう理解ですね。

○**稲田委員長** はい、そうです。

土光委員。

○**土光委員** じゃあ、この15日の説明資料1について質問をしていきます。

この15日の説明会、自治体向け説明会というふうな言い方をされていますが、そもそもこの説明会は、どういう位置づけなんですか。具体的には、主催はどこですか。どういう経緯でこれが開かれるようになったのですか。その辺のことをまず説明ください。

○**稲田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** この説明会の主催は中国電力という形になります。その経緯等に関しては、中国電力のほうも島根原発の2号機のほうでのプルサーマル発電、こちらの実施に向けてということで、よりプルサーマルに関しての理解を深めてもらい、自治体職員であるとか地域の住民の方に理解を深めていただくというようなことで開催されたものというふうに伺っております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 中国電力が主催。当日、国から資源エネルギー庁が出席していますよね。これも、じゃあ、中国電力が要請して出席してもらったということなんですか。

○**稲田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 詳しくは伺っておりませんが、実際にエネ庁の方が来られて説明されているということでございますので、中国電力のほうから何かしらの依頼があったものと認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 詳細は知らないというふうに、けど、来たんだから、多分、主催の中電が呼んだんだらうという、そういう理解だということですね。

これ、実は、いわゆる自治体向け説明会というのは、これまで中国電力は定期的に何回もやられていると思います。それは、趣旨としては、2号機はもう、規制庁の審査の審査経緯をその都度説明するために、2号機の審査のときから定期的、定期的っていうか、何か節目ごとにやられていたと思います。この15日も、まずは3号機の審査経過を説明していたと思います。だから、私は、これまでの審査経過を自治体に節目ごとに説明する、その説明会の一環だというふうに思っていて、ただ、タイミングとしてプルサーマルのことがあるので、それもそこで説明をしますよという、そういった会だったんじゃないかと思ってるんですが、これまで、要は、節目ごとに何か、割と回数も多く説明会が開かれています。これの一環だと思っていいますか、それとも、プルサーマルのことを特に説明したいから中電がこれを開いたんですか。その辺の理解は、米子市はどうなんでしょう。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 中国電力さんの意図は細かいところまでは分かりませんが、確かに3号機の状況というのを報告をされる自治体向けの説明会っていうのはございます。また、ここの資料にも載せておりますけれども、参考資料1でございますけれども、プルサーマル発電の実施に向けた御説明についてということで、これもやっていきたいよ、やらないといけないと中国電力さん考えておられるということなので、それぞれを一緒にたまたまやったのか、別々でやるべきものなのだったのかっていう議論がどのようにされたかは分かりませんが、中国電力さんとしては、3号機の説明もしなければいけない、プルサーマルについても説明しなければいけないということで、それぞれの説明をされたんだと理解をしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、実際、当日、国とか中国電力からどういった説明があったか、かなり詳しい資料で、それなりに説明があったと思います。今日の資料はそれをポイントをまとめる形で委員会に報告をさせていただいているんですが、この中身については、今日の

資料を基に何がどうかって、なかなか聞くことは非常に難しいので、これはちょっと、プルサーマル発電に関しては、何らかの形でまたどこからか内容をちゃんと説明してもらう機会は多分あるんじゃないかと思っておりますので、あんまりこの中身の細かいことに関しては、ちょっと今回私は見合わせたいと思っております。

ただ、1つ確認したいのは、又野委員も言われたんですけど、MOX燃料、もともと中国電力はどっかで造ってもらう予定だったけど、浜岡のを流用すると。浜岡向けに造ったのを使うことになった、そういった説明が当日あったと思っておりますが、まず、事実関係として、今、MOX燃料は日本国内で造ることができるんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 造ることができるかどうかは私は分かりませんが、使用されているMOX燃料については、輸入されたものを使っているというふうに理解をしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この辺は、市としても事実関係とかそういうことは、要はプルサーマル発電に関していろいろ考えるときに、基本的なことだと思いますので、今、日本でMOX燃料を製造する工場はまだないですから、建設中ですから、日本国内では造れないものです。だから、フランスのどこかで造ってもらうとか、今回は、浜岡のやつもフランスで造ってもらったものを流用する、そういった状況だということは指摘したいと思っております。

それから、この説明の書いてある内容で、これ、今日の資料だけではいろんなことがよく、当然、これだけでは理解できない、分からないことが多いので、例えば、当日、中国電力が説明した資料、これは公開されている、中国電力は公開しているんですか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課係長。

○**村上防災安全課係長** 当日の資料ですが、中国電力のホームページのほうに掲載されております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そのことも、できたら、今日の報告で、実際の説明資料はここで見るができるのかというふうなのを入れてもらえばいいんじゃないかと思っております。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 資料をつけております一番最後、別紙、中国電力の説明資料がございますけれども、そちらの一番下のほうに、本日の内容、詳細については当社ホームページを御参照くださいということで載せております。すみません、一番最後の最後で分かりにくかったかもしれませんが、そのような掲載になっております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 資料2は、これは中国電力が多分ホームページで公表してるやつ、中国電力が作った資料ですよ。多分ホームページにこういったお知らせがあると思うんですけど、そこには、多分、リンクを張ってぱっと行けるように、これだけでは自分で探してみたいになるので、もうちょっと親切な配慮をしてもらってもいいかなと思います。

それから、いわゆる自治体説明会、これまでも何回か開かれています、これは当然、米子市は必ず出席していて、つまり、別な言い方すると、事前に米子市はこれが開かれることは当然分かっていますよね。

これは要望なんです、その時点で、これ、傍聴可能な会議なので、いついつあります

ということを議員にお知らせをしていただければと思うんですが、今後そういうふうにしていただけますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 基本的に市が開催しますこういった説明会であるとか会合につきましては、御案内は当然させていただきます。今回の説明会につきましては、中国電力が主催のもので、こういった会議を市のほうで個別に議員の皆様にお知らせするかっていうと、基本的にはしてはおりませんが、場合によって、必要なものであるという判断があれば当然そういうこともしていきますけれども、一般論で申し上げますと、こういう企業さんが開催するものについて、御案内というのを個別にするということはしてありません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから要望をしています。もちろん、主催は中国電力なので、お知らせするということは一言、了承というか、それは要だと思いますが、もう市は必ず出席する、これも審査の経過、今回はプルサーマルとか、割と重要なことが説明される会議で、傍聴も可能な会議なので、これはぜひ事前にお知らせをいただきたい。なかなか事前に分からないので、もう済んでから、あったんだみたいなことがこれまでもあったので、ぜひこれは、そういうふうに配慮をしていただきたいということを要望しておきます。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 内容等を踏まえまして、個別に判断をしていきたいと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あとは、いわゆる関連になるので、譲ります。

○**稲田委員長** ほか、1月15日のこの配付されてる資料に基づいた質疑等あればお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

では、これ以降は関連と申してます。具体的には2月12日以降の一連の動きになるかと思えます。これは本来の今日の報告事項ではありませんので、執行部側も答弁できる範囲というのが限られる場合もあるかと思えますので、そういう場面が生じましたら、私のほうで整理なりをさせていただきますので、それはあらかじめ御承知おきください。

順番で、又野委員が最初でしたから、又野委員、いいですか。

又野委員。

○**又野委員** そうしますと、同じようなことをまた言うことになるかと思えますけれども、プルサーマル発電も一応事前了解の内容に含まれるということで、確認で聞かせてください。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** このプルサーマル発電につきまして、事前了解、これが安全協定の条項に基づいた、事前の連絡とか、通常の連絡とか、たくさん条項はございますけれども、安全協定に基づいた連絡っていうのは必須だとは考えておりますけれども、事前連絡であるとか事前報告に該当するのか、あるいは平常時の連絡に該当するのか、運用で対応するのかということころは、中国電力との協議になりますので、具体的には決まっておきませ

ん。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 知事は鳥取県側は了解してないっていうふうに言っておられたんですけども、そうなると、何か事前に了解が鳥取県側も必要なんじゃないかなどこれは受け取れるんですけども、そうではないということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** これが安全協定上の事前了解かっていうところは今後の議論になるかと思えますけれども、いわゆる言葉として、事前にお話は伺ってないよ、こっちは全く知らない状態で何も話ができないよという意味合いでは、我々も同じ考えではおりますけれども、これが安全協定上の何条の事前了解なのかって言われると、それは協議のお話になるということでございます。

○**稲田委員長** ちょっとここで止めて。

事前了解という言葉は、存在するのは私も知っております。安全協定上の、鳥取県、米子市、境港市の三者の部分では、恐らくは第6条の事前報告に当たるかと思って聞いております。ですので、事前了解と事前報告って、多少背景が違う言葉ですので。今日、これは1月15日の資料を基にやる委員会ですけれども、関連の部分は今認めています。安全協定の話が出てくるかと想定しておりましたので、事前に印刷したものを用意しておりますので、ちょっとそれを、まず、事務局に今配付をさせますので、しばらく時間をください。

〔事務局が資料配付〕

○**稲田委員長** では、配り終わりましたね。では、またこれもSide Booksのほうに、どこの部分が、委員会のところか全体的なところかは載せておきたいと思いますが、今の質問は知事が事前了解だったのか云々でしたけれども、一応、報道では了解という言葉でしたし、あとは、それがこの安全協定のどの部分に当たるかという質問でしたよね。それとも、もうちょっと広がったかな。確認で。要は、又野委員的には、この安全協定に基づいたことの質問なのか、それとも報道から知事が発言された内容に対することの質問なのか、そこをちょっと明確にして質問していただきたいです。

又野委員。

○**又野委員** それじゃあ、ちょっと言い方を変えさせてもらいます。今日の参考資料1の中に、島根県側のほうの経緯、参考に書いてあるんですけども、その中では、島根県や松江市に対して、事前了解願を出して、事前了解するというのを島根県、松江市から事前了解を受領とあってあるんですけども、ここでいう、これの事前了解と同じような権利というかは、当然、鳥取県や米子、境港2市にもあるという理解でよろしいですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** ここでいう島根県、松江市の安全協定に基づく事前了解願を提出とございますけれども、これと全く同じ条文というのはございません。本市及び県が結んでいるものはございません。ですので、全く同じ流れでいくかという、多分違うと思います。

ただ、知事がおっしゃっておられたのは、やはりこの説明を全く受けてないところで、何も分からないよと、了解も駄目だよも何も言える状態じゃないよということで、まず説明をなさいということでの意見であったと思います。その説明を受けた上で、今後の対応

というのは、米子市、境港市と一緒に考えていくべきことだと我々は考えておりますので、まずは中国電力の説明を求めたいという思いでいるところでございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ただ、安全協定の改定の際に、同等でしたかね、周辺自治体も扱う。事前了解についても同様だと考えるっていうふうに答弁をされてたと思うんですけども、それから考えると、同じような取扱いをしてもらうっていうのが前提だと思うんですけど、それは、そういう理解ではないんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 扱いとしては同等の扱いをしていただくというのはございます。ですが、私が先ほど申し上げましたのは、安全協定に基づいて、何条に基づく了解願とか、そういう段取り、段階を踏んでいく進め方ですね、これは、同等の扱いを受けるんですけども、御承知のとおり、全く同じというわけではございません。運用としては同じ運用をしていただけるということで文書では頂いておりますけれども、そういうことになっております。そのような中で、例えば、先ほどちょっと申し上げましたけれども、これが事前報告、事前連絡なのか、運用での取扱いになるのかっていう、それぞれの場合においても、我々が意見を言って、それを真摯に対応するというところで、安全協定の中に入っておりますので、同等な扱いは受けれるというふうに考えております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** そうすれば、事前了解という言葉ではないかもしれないですけども、事前了解と同等なこちらも対応ができるということで、米子市としても、そういう理解でよろしいですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** ここで私が同等でというのは、まだ協議を行っておりませんので言うことはできませんけれども、市としては、市といいますか、周辺自治体としては、立地と同等の扱いを受けるという考えで進めております。そのために、今後どのような、例えば安全協定の条文、どれを適用させるのかとか、どのようなプロセスを踏んで、最終的に三者で意見を言うのかどうか分かりませんが、そういう段取りを踏むのかっていうのも調整をしていこうと思っております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 2号機の稼働のときも、了解するかどうかっていう話を議会のほうにも執行部からたしか投げかけられて、それぞれの議員の考えも述べさせてもらったと思いますんで、同じようなことをされるのが、今回もそういう段取りを得るのが、これまでのことを考えると、そうすべきなんじゃないかなとは思いますが、それを前提に考えると、同等な扱いをしてもらうということでは、中国電力さんも、県知事も言われてたんですけども、やっぱり住民や議会の理解もないと進められないっていうような言い方をされてたと思うんですけども、そういう段取りっていうのは、中国電力からどうされるのかっていうのは、もう何か連絡とかあるんですかね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 現時点では、具体的には伺っておりません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** でしたら、まだプルサーマルを動かすかどうかということも、中国電力は判断できない状態と置いていいですね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** その判断がどうかと言われるとちょっと分からないんですが、あくまでもプルサーマル発電については、以前に中国電力がしたいということで、それこそ島根県、松江、立地の了解は得て進めておられます。ただ、いろいろ、福島事故であるとか、そういう事案がございましたんで、ずっとそのまま進んでない状態で、改めて今回進むという話になったときに、説明を鳥取県側は全く受けておりませんので、了解をした以降の安全協定締結でございますので、まずその説明を受けている、何といいますか、知識のレベルといいますか、そういったものを島根県側と鳥取県側、そろえる必要があるというのは当然我々も考えております。まず、その差を埋めていただいて、進めないことには、我々としても何も分からないし、意見をどうやっていいか分からないという状況ですので、取りあえずじゃないですね、とにかくまず説明をしてくださいというところから始めませんと、その次には、逆に、我々も進めないというふうには思っております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** そういう意味では、周辺自治体もまだまだ説明を受けないといけませんし、それによってどう判断するのかというのもまだまだこれからですので、中国電力はそれを聞かない限りはプルサーマルをどうするかというのは判断できない状態だとは認識、私はするんですけども、それはそのような認識でもよろしいですかね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 我々は説明をいただかないと何も言えない、何もできないっていうところまでは我々の考えですし、それを踏まえて中国電力さんがどのように考えとるかというのは、私の口から言うわけにはいきませんが、当然そのように考えられるっていうのも考え方の一つだと思っております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 改めてですけども、このような話をしなければならぬっていうのが、同等な取扱いだから、安全協定の前回の改定をオーケーしたっていう、このこと自体に大きな問題がやっぱりあると思います。ずっと同じ文言にするべきだっていうのは言い続けているんですけども、やはり、改めてこれ、曖昧にするんじゃないかと、やっぱり安全協定の改定、改めて中国電力さんにも求めていくべきだと思いますけれども、そこら辺はどう思われますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 安全協定の改定を求めるということですが、今御質問にありました、例えば同等な扱いについてどうするかという観点から改めて求める考えはございません。現時点では、先ほど申しましたけれども、プルサーマルについて説明を受けてない、こういった知識の違いがある状況で、同じにしてくださいということで意見を求めています。それに対して、中国電力さんが対応いただけるとは思いますけれども、そういった対応を一つ一つしていただけるということが、基本的には安全協定、同等の扱いを受けているということにはつながっていくと思いますので、確かに今回説明を受けてなくて、いろいろ報道にも出ておりますし、知事からも意見もございましたが、それを踏まえて、協定の文

言を変えていってくれとか、内容を変えてくれというような考えはございません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 私は、第何条に当たるのか分からないとかっていう、今日も答弁がありますんで、そんな答弁になるようだったら、やっぱり同じ文言にするべきだということを改めて伝えておきたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** いろいろ説明していただきましたけれども、知事もああいう発言をされて、知事のその後の対応というのちょっと具体的には聞いておりませんので、そういったものが明らかになった上で、また5市町、それから、境、米子両市長にも相談があると思いますので、ある程度県の対応も固まって、相談の上で決められるんでしょうけども、そういったものが出てきた上で、議会としてもまたいろいろ相談をさせていただきたいというか、説明も受けたいなというふうに思います。

先ほど又野委員もいろいろとおっしゃっておられましたけれども、私は、基本的には同等に扱っていただきたいというのは当然あるんですけども、やっぱり立地自治体と周辺自治体というのは、根本的に当然これは違うわけでごさいますして、建設するとき苦勞されたのは島根県と旧鹿島町だということも当然これございますんで、僕は同等の扱いをしてほしいとは思っておりますけれども、立地自治体と周辺自治体という決定的な違いもあるということ、これはもう認識した上で、外からは違うみたいな声も聞こえますけれども、私はそう思っております。その上で、やはり丁寧な説明をしていただきたいというのは事実ですし、ただ、明らかにならないものを議論をしても、なかなか難しいところがあると思いますので、当局のほうでも中国電力のほうに丁寧な説明を求めているので、その上でいろんな対応をして考えていきたいというふうに思っておりますので、当局としては、県の対応なり中国電力の対応をいろいろと聞いた上で、市長等とも相談しながら、また議会に報告をしていただける場面があるというふうに考えておいてよろしいんでしょうかね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今御意見いただきましたとおり、まずは中国電力からの説明、これは鳥取県もですし、米子市、境市についても同等でございます。説明を受けて、その内容を踏まえて、また改めて御報告はさせていただきたいと考えております。

(「じゃあ、最後に。」と岡田委員)

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** ここにもありますように、プルサーマル計画に入る前の段階でということですので、実際に具体的なプルサーマル計画に入ったという認識になったのか、まだ入る前段の前段として説明をされたのかってところの解釈の違いっていうのもあるんだろうと思うんですけども、どうしても報道等に出ますと、やはり皆さんも関心を持たれたり、中には大きな不安を持たれたりってということもありますので、事前にいろんな情報をいただけるような働きかけをぜひ県、境港市と共にやっていただくように要望しておきたいと思います。

○**稲田委員長** では、ほか。

土光委員。

○**土光委員** まず最初に、安全協定で、同等な扱いという言い方をしていますが、これ、同

等、同様と書いてますから、同等じゃない。同様と書いてますから。

それから、扱いを受けるって、何か上下関係みたいなイメージですね、扱いを受けるとか、するとか。でも、実際はそんなこと書いてない。同様の対応を行うと書いてる。そこははっきり認識してください。「同様」です。対応を行う、扱うとか扱わないとか、そういうレベルの問題ではないですから、そこがちょっと気になったので指摘をしておきます。

まず、今日の話でも、知事はこう言ったとか、報道でよく出るの。でも、ここ、市議会でしょう。市長がどう言ったかが、市長がどう考えとるか、どう対応しているのか、どういう見解を持ってるか、全く見えないので、そこを明確にしてほしいんですよ。

という視点でまず聞きますが、12日に中電が立地に説明に行って、スケジュールも想定したときに、知事はそれに対して断固抗議する、そういうふうに明確に意思表示というか、市長は、これ、報道ベース以上私も分からないが、「驚いた」だけ。驚くだけでは駄目だと私、思ったんですが、だから、あの対応に対して、つまり、あのというのは、12日に立地に想定スケジュールももう示した。そういう対応について、市長はどのような見解で、それはどこかで表明されているんですか。そこが全く見えないので、知事がああ言った、こう言ったばかりしかなくて、県と市は対等だし、市とか、境港市も含めてだけど、それが最前線ですよ、島根原発。だから、市が主体的にちゃんと考えて対応してほしいというふうに私は思ってるので、だから、市長はこの件に、12日の中国電力の行為、行動に関してどのような見解で、それはどこかで公にしているのか、まず、それをお聞きしたいです。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 市長の見解というか考えですけれども、これは一部報道にも出ておりましたが、説明というのは今日説明をしました1月15日の説明会の内容しか聞いてないところで、こういう報道が出て、驚いたと。今、土光委員が言われたように、まずは驚いたっていうことをございます。ただ、この驚いたっていうのは、びっくりしたっていう意味では当然なくて、ある意味、説明を受けてないところでこういう意見が出たという不快感をある程度示したものだということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今の答弁、市長は、報道では「驚いた」しか書かれていないんですが、市長も不快感、そういった中国電力の今回のやり方に関しては不快感を持ってる。ただ、公にきちっとそれは、「驚いた」ではなくて、きちっとやっぱり口にして不快感を示すべきだと私は思いました。それはそうです。

それから、あとは、とにかく報道ベースで知事の発言しか出てこないの、市長がそれに対してどう思ってるのか、全くイコールで、当然、知事イコール市長の考えではないと思うので、だから、そのことも含めて確認をしたいのですが、知事は、一つは、安全協定に基づいた説明は、鳥取県側は一切受けていないというふうに言ってます。そういうふうに。これ、市長も同じ考えですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** はい、市としても同じ考えでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ということは、例えば1月15日の自治体向け説明会、これ、中国電力は米

子市も含めて説明してますよね。

それから、例えば、これは境港市のことだけど、これまでプルサーマルに関しては、公民館単位での説明で、中国電力呼んでとか、機会あってか議会とかで境港市はやってるんですよ。これは基本的に安全協定に基づく説明ではないというふうに断言できるわけですね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 境港市の案件については分かりませんが、本市については、安全協定に基づく連絡であったり、説明であったりということではないという認識でおります。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、1月15日はそれではない、それには該当しないということなんです。それはもうそういう、断言、そういうことですね。

そうすると、改めて聞きますが、安全協定に基づく説明って何ですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 安全協定にそれぞれ条文で定義がございますけれども、それに基づく説明であるということが大前提ではありますけれども、当然、安全協定に基づく説明の場合は、公文書において安全協定何条に基づいて以下の説明をしますなりの通知をいただきながらやるようにしております。ですので、土光委員言われるように、何もなくて、これが安全協定なんだろうかということに当然なってしまいますので、安全協定に基づく説明の場合は、安全協定何条に基づく、先ほど又野委員の質問のときにも言いましたけれども、どの条文に該当するかという解釈がどうしても入ってまいります。ずばり条文に書いてあれば、間違いなく、100人が見て100人分かるんですけども、それぞれの案件が出てきたときに、これは何の条文に基づいてやってるものだろうということが不明瞭になる場合もありますので、そういった場合もございまして、安全協定何条に基づく通知をいたしますよとか、連絡をしますよということにいただくようにしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、これも知事の発言を例で質問するしかないんですが、知事は、安全協定に基づく説明をすべきだというように、これもはっきり言ってます。米子市もそういう考え方でいいですか。そう思ってるんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** はい、そのように考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、安全協定に基づく説明、で、これは当然、今日の配ってもらった資料でいうと第6条に基づく説明だと思います。そういう理解でいいですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 6条、計画等の事前報告ですけれども、これに該当するかどうかというのは、協議の上で決定しないといけないことだと思います。ここにうたってあります条文に、先ほど言いましたけれども、条文にずばり該当すれば、もうそこでいくんでしょねという話にはなるんでしょうけれども、今回の案件については、我々が協定を結ぶ以前に立地が了解をもう既にしている案件、ただ、我々は何も聞いてないよということで、説

明を求めている状態ですので、これが、じゃあ、この安全協定、立地が了解をした以降に結んだ安全協定で、どの条文を該当させるのかっていうことは協議の上で決まっていって考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、でも、知事は、安全協定に基づく説明が必要、米子市も同じ見解、つまり、安全協定に基づいた説明が必要と言ってるんですよ。じゃあ、それが6条以外の説明ってあるんですか。そう言うということは、6条に基づいて、ちゃんと説明を、この場合は報告というふうに書いていますが、それが必要だというのが、平井知事、そして米子市の今の考え方ではないんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 私の記憶する限りでは、知事のほうから6条に該当させという言葉は聞いたことはないと言っております。安全協定の中には、先ほど言いましたけれども、平常時、通常時の連絡でありますとか、当然、決め事がないときは運用で双方協議の上で決めていくよというような条文もございます。これをどの条文を該当させるかということは、それぞれ協議をした上で、最終的に中国電力から、これに基づいて連絡をします、説明をしますというのが来るべきものであると考えてます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** もちろん知事は条文の具体的な何条とは言っていないけど、とにかく安全協定に基づく、だから、安全協定の条文に基づく、それは直接何条とは言っていないけど、条文に基づく説明が必要だということなんですね。

今日、資料でせっかく配っていただいているんですが、プルサーマル発電に関して、いろんな詳細な説明、実施するという前提で、詳細な説明を中国電力はしたいと思っている。これ、6条以外に何か該当する条文があるんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** そもそも6条に該当するかっていうところも考えなければいけないんですけども、この安全協定については、例えば21条、運用がございます。この協定の実施に必要な細目、ここの実施に必要な細目というところに、今回のプルサーマルが読めるかとか、そういう解釈の議論は必要でございますけれども、こういったものの条文を適用させることも視野には入れてます。ただ、これは協議の上ですので、ただ、この21条の運用ですと、運用において意見があった場合は、第2項ですね、意見があった場合は誠意を持って対応するものとするという条文も添えてありますので、21条での適用ができればここになるかもしれませんし、土光委員言われるように、もしかしたら6条で適用できるということでしたらなるかもしれませんし、そこは今後の調整具合だと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 6条もしくは21条、ほかに可能性ありますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** いろいろありますけれども、例えば平常時における連絡というのもございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○土光委員 何条ですか。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 すみません、第8条ですね。こちらは平常時における連絡ということで、例えば9にその他必要と認められる事項というのがありますね、こういうのを適用させるのかとか、いろいろ、そこは条文の解釈というのはあると思います。また、第7条については燃料輸送に関する事前連絡ですので、MOX燃料の輸送ということに絡めばこちらの条文なんでしょうけれども、これはまだ大分先のことになるとは思いますので、今回は該当しないのかなってというのは、我々は考えておりますけれども、今後その辺りも含めて協議になろうかと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 21条は、これは安全協定の運用に関してですよ。それから、8条は平常時の通常の連絡、それをプルサーマル発電を新たにやりますという、これに当てはめるのは、私は相当無理があるというふうに思います。それは言うておきます。

6条は、もちろんこれ、これに当てはまるかどうか。とにかく知事は、それから市の見解も、安全協定に当てはまる、どっかに当てはまるものだと思うから、ちゃんと説明しろと言ってるわけですね。何条かはちょっとこれ以上しても進みませんが。だから、6条に関しても、もちろん協議をするとありますが、まず市の考え方を持って、市は当然6条に基づいて進めるべきだという考え方を持って、それで、それぞれの考えがあって協議するわけでしょう。その結果は、それは相手があることだから確定はできないけど、まず、市の考え方をどうかというのは固めないで、協議にならないでしょうと思うんですよ。だから、協議の結果決まるのは、それは安全協定上だけ、市の考え方、平井知事の考え方は、とにかく安全協定に基づいてちゃんとやれ、説明会をしろと言ってるんだから、それが、少なくとも今の6条、21条、8条で比較して、6条しか私はないと思うんですが、そうだと言わないか、言わない、言えないから、それ以上言いませんが、とにかく市の考え方としても、安全協定に基づいて説明は必要だ。これまで一切安全協定に基づいた説明は行われていない、そこはそういう見解だということで、それはよろしいですね。これは確認です。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 安全協定に基づく中国電力からの説明といたしますか、申入れかということであれば、そうなるべきだと考えてます。

○稲田委員長 ちょっと今質問が、最後、私もどの部分が質問だったのかが分かりにくい。端的に、一問一答でお願いします。

土光委員。

○土光委員 だから、これは質問ではない、今のやり取りの確認をしています。つまり、市として、プルサーマルに関して何かするときには、中国電力から安全協定に基づく説明が必要だという考え方、もう一つは、これまでは安全協定に基づく説明は一切市は受けていない。そういうふうな、ということで確認してよろしいですね。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 プルサーマルの発電、今回、中国電力が目指しておられますものについては、安全協定に基づいて周辺自治体、我々のほうに連絡があるべきものだと考えてお

ります。

（「いや、連絡じゃなくて説明でしょう。」と土光委員）

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** ここが、説明の上でどういう連絡になるかなんで、説明だけではなくて、ちゃんとしたプロセスを踏んでやっていただくという意味で先ほど申し上げましたけれど、説明をメインで言われるんでしたら、説明する必要があると考えております。

○**稲田委員長** 土光委員、一問一答でお願いします。

土光委員。

○**土光委員** ちょっと今、重要と言うと大げさだけど、つまり、考え方は、安全協定に基づく説明は当然必要。それというのは、安全協定に基づいたプロセスで進めることが必要、プロセスという言葉使ったんですけど、そうなんです。安全にプルサーマル発電を進めるのは、安全協定に基づくプロセスでやるべきだというのが市の考え方なんです。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 私がプロセスという言葉を使って申し訳なかったですけど、曖昧な言葉なんです。報告であるとか連絡って言葉を使ったのは、安全協定にうたってある単語ですので、それに基づいてそういう報告という行為があったり、連絡という行為は必要であるよ。その行為があった上で、ちゃんと説明をしなければいけないというふうに考えているという意味でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それで、市長はこの12日の中国電力の立地の報告、説明に関して、驚いて、不快感を持っている。それは、だから、ちゃんと安全協定に基づいて。知事も同じことをきちんと記者の前で公で言ってる。多分それを見てたと思いますが、中国電力は、これも報道ベースでそうだと思うんですが、社長がじきじき知事に電話して謝罪をした、これは、この事実関係を把握してますか。そうなんです。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** はい、そのように聞いております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ、中国電力から市に対して、何らかのそういった行為に対して、市長は驚いて、不快を感じてる。そういう市長に対して、中国電力から何かコンタクトがあったんですか。社長が市長に電話したかどうかも含めて、それ以外、こういった行為に関して、何か市長に対して、米子市に対して何らかのコンタクトはあったんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 中国電力から市長に対して直接連絡というのは入っておりません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ、中国電力は、県には謝罪したけど、市に対しては何にも言ってないということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 言葉だけ取られますとそうですけども、知事に対して謝罪をしたということは、鳥取圏域、全域の県民に対しても謝罪をしているという意味合いですので、そこに、市長に対して謝罪がないからということにこだわりは特にございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、こだわりがないというのは、誰がないんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** それは市長にございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私はそれは駄目だと思うんですよ。先ほどちょっと言いましたけど、県と市は対等な自治体で、独立した自治体で、いろんな申入れ云々は、必ず三者連名で、つまり対等に申し入れている。今回の中国電力がやったことは、これまで县市連名で申し入れた安全協定の運用とかに関して、ある意味で信頼を裏切るようなそういうやり方をした。ちゃんと知事は抗議をした。これ、市に対してもそういったことをしたと同じなので、中国電力が県に言ったから、それは市にもみたいな、そんな、何か県の中の市みたいな、そういう発想は私はよくないと思うのですが、市長がいれば市長に聞きたいんだけど、それ、おかしいと思いませんか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 県にしたから市はしなくていいよという意味ではなくて、あくまでも中国電力の姿勢として、まず、こういう発言があったのを鳥取県知事に謝罪があったと。謝罪があったということは、当然、市長のほうも把握しておりますので、じゃあ、何でうちにはないんだではなくて、今後、じゃあ、中国電力としてはどうしていくんか、ちゃんと考えて説明してくださいよという意味も込めての「驚いた」ですので、それは含めて考えていただかないといけないと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** とにかく、何か市長の当事者意識というか、県におんぶにだっこみみたいな感じに見えるので、そこはちょっと私はよくないというふうに思っていることを表明しておきます。

それで、実は中国電力の、そうか、謝罪をした。そのときに、謝罪だけじゃなくて、これまで、12日にやったことで、鳥取県側には何も無い。これに関して、これまでのやり方を何か白紙撤回して、改めて説明をする、そういう、これも新聞報道なのでそれ以上分かりませんが、というふうにあったんですが。だから、中国電力の中川社長が知事に電話して、まず謝罪をしてる。それから、安全協定に基づく説明をしたいと中国電力は言った。知事は、安全協定に基づく説明なら受けるというふうに言った。そこまでは書かれています。これに関して、これ以降で、ちょっと待って。これ以降どうするかということに関して、何か改めて説明をする、説明の調整を、これ、日本海新聞に具体的に書かれているんですが、説明を18、19両日を軸に調整する。知事と米子、境港両市長に対し、中電幹部がプルサーマル計画の内容や必要性、手順などについて解説する。これを18、19日に調整して行うというふうに書かれているんですが、今日、19日ですよ。例えば、中国電力から、これに関して何らかのコンタクトはあったんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** こちらの調整については、鳥取県と中国電力で行っております。その中で、米子、境の調整も併せて行っているところ、鳥取県に対して米子、境も調整をしているところですが、その18、19を軸で調整ということが、結局は調整がつかなかった

のだと思います。我々にも、今日やる、昨日やるという連絡は来ておりません。今後、そこを軸にということで、私も報道でしか見てないんですけども、そういうことで話は出ておったようですが、実際はまだ先の日にちになる。それがいつになるかっていう調整はまだできておりません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 市として、県と、だから、中国電力からそういった調整のために、直接米子市に連絡、やり取り、それはしていないわけですね。何か何にも御存じないと言ってたから。それはどうなんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今回の件に限らず、鳥取県、境港市、本市の三者と中国電力が調整を行う、会議を行う場合は、鳥取県が窓口となって調整を行います。ですので、直接連絡があるのは鳥取県になりまして、鳥取県からその内容について説明を受けながら、一緒に調整をしておるということでございますので、今回も同様でございます、直接中国電力から米子、境にそういった調整の連絡が入るということとはございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。中電とのやり取りの窓口は県だから県がやってる。県が調整するとき、境港、米子市長も含めて説明を受ける云々だから、当然、県は中電と調整するとき、米子市の意向、スケジュールは確認する必要があるんですが、そういった意味で、県から市に対して、この問題に対して、何か問合せとか照会とか、何らかの連絡はあったのですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 当然、この案件についての連絡はございました。この件に限らず、様々な案件ございますので、それに伴って、市長の日程調整等も常時やっております。その中で調整がつかなかったのだらうというふうに解釈はしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 県とのやり取りがあったわけですね、日程調整。日程調整以外に、例えばこういうことに関して、県からですよ、市の考え方はどうですかみたいな、そういった照会、照会というふうに言いますが、そういったことはあったんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** まだ具体的な中身、協議を行うということも決まっておられませんので、具体的な中身の相談っていうのはございませんでした。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 何かについて、米子市の考え方を示してほしいとか、そういったことは一切まだない。現時点ではないということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** はい、市としての考え方を求められたりということとはございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ない。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今のところはございません。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから、もう一つ。これに関して、これは今日の新聞に載ってて、昨日のことだと思うけど、経済産業省が、これ、赤澤経産相ですね。中電を口頭指導、これ、電話で指導をしたみたいですが、その中で、これ、鳥取県のことです。県や県議会への説明機会は白紙撤回をしろというふうに、何か、説明の在り方の見直しを経産大臣が求めた。そして、中電は、それを真摯に受け止めて、対応を検討する、そういうやり取りがあったというふうに書いているのですが、米子市に関していえば、もともと説明ないから、説明の在り方は白紙撤回も何も、もともと白紙なので、そんなに影響ない、影響というか、そういう米子市は立場だと思うんですが、この経済産業省が中国電力に口頭指導をしたことに関して、例えば、県から米子市に対して、これに関する何らかのやり取り。それはあったんですか。そういうことは全然ないんですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** そのやり取りがというか、それについての議論というのはございませんけれども、中国電力に対して資源エネルギー庁が口頭の指導を行うという情報は県から入っております。白紙撤回等ということで、米子市はあまり関係ないだろうというお話でしたが、確かに説明は受けてないんですけれども、説明を受けてない段階で、あたかもスケジュールが決まってるような、2029年って出るようなやり方を撤回してくださいということですので、これは本市も同じ考えでございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これは市に聞くことではないんですが、ちょっともし情報があればということでお聞きしたいのですが、とにかく、県や県議会への説明機ையை白紙撤回しろというふうに大臣は言った。中電は、それを真摯に受け止めて、対応を検討する。実は、県議会で24日で中電が来て説明するという、そういう話を私は聞いてるんですが、何か白紙撤回で一旦仕切り直すみたいなの、そういう話は聞いてませんか。

**○稲田委員長** ちょっと待ってください。今、大臣がとおっしゃられたけれど、赤澤大臣を指していらっしゃると思いますが。

〔「はい、そうです」と土光委員〕

**○稲田委員長** 私は、報道を見る限りは、その省庁の担当の方だと思いますが。だから、資源エネルギー庁が言ったとか、経済産業省が言ったという意味でいいですよ、土光さん。そこは確認しておかないと、大臣発言によるものなのかどうか、私は報道ではそこはちょっと分からないので。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私もちっと報道ベースでしか知らないんだけど、これは新聞じゃなく、ニュースです。赤澤大臣の顔写真が出て、電話して指導したというふうに、そういう報道があったので、だからそう言いました。事実関係はちょっと、最終的に私は確認してません。

**○稲田委員長** ですので、私も確認できてないですから、それが合っているとか間違っているとかなんていえないんですけれども、少しそこら辺の、慎重に、背景がもし分かりにくい部分があれば、そこは、仮にですよ、間違っただけ誤解を生みますので、そういうようなことのないように気をつけて発言をしてください。

では、戻りまして、松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 県議会の2月24日というお話ですが、そこがどのようになっているかというのは伺っておりません。

(「情報ない、いいです。」と土光委員)

○**稲田委員長** では、ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

では、以上で1を終わります。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、中国電力株式会社への申入れについて、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 令和7年12月25日及び令和8年2月9日に、中国電力に対して申入れを行いましたので、報告いたします。

そういたしますと、では、資料のほうを御覧ください。まず、1番ですね、令和7年12月の25日の申入れについてでございますけれども、令和7年10月20日に島根原子力発電所2号機の新燃料の転倒事故が発生したことを受けまして、安全を第一義とした原子力発電所の運営に当たるよう強く求めるために、鳥取県知事、米子市、境港市両市長の三者連名で中国電力に対して申入れを行ったものでございます。

詳しい内容については、ちょっと次ページになりますけれども、別紙1のほうですね、こちらのほうが実際の申入れ内容でございますので、御確認のほうをお願いできればというふうに思います。

続いて、2番ですね、令和8年2月9日の申入れについてでございます。こちら、令和8年の2月7日に島根原子力発電所2号機の主変圧器の冷却ファンの中継端子台におきまして焦げ跡が発見され、消防に火災として認定されたこと、そういったことも受けまして、こちらと同じく三者連名で中国電力に対して申入れのほうを行ったものでございます。詳しい申入れの内容でございますが、別紙2ですね、そちらのほうになりますので、こちらのほう、御確認のほうをいただければというふうに思います。

そして、また、3の参考資料でございます。こちらのほう、中国電力のほうの今回の火災に関するプレスリリース資料になります。こちらなんですけれども、大変申し訳ございませんでしたが、事前の提出が漏れておりまして、本日、追加資料として提出しております。ちょっと今お送りさせていただきますけれども、こちらの資料のほうを追加資料で提出しております。またこちらの内容等も御確認をいただければというふうに思います。

説明としては以上になります。

○**稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

○**土光委員** これって、それぞれ現地確認は行っていますよね。ちょっと私の記憶なんですけど、燃料転倒事故に関しては、現地確認の委員会で報告は受けたような気がするのですが、今回の火災、変圧器の火災、これも現地確認はしてるというふうに報道で言われているので、やはり現地確認をしたら、どういったか、何が分かったか、その辺の報告はすべきではないでしょうか。

○**稲田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 1番の転倒に関しては、おっしゃられたとおりで、11月の特別委員会のときに報告を入れさせていただいているというふうに認識しております。

2番目の火災事案ですね、こちらに関してでございますが、こちら、委員さんおっしゃられるとおり、現地確認のほうを防災安全課の職員のほうが、実際に鳥取県と同行いたしまして、確認のほうもさせていただいているという状況でございます。一応、こちらのほうですが、現在としては、原因についてはまだちょっと調査中というところで、中国電力と消防のほうとで目下その調査を行っている最中というふうに伺っております。以上になります。

○**稲田委員長** 1つちょっと確認させてください。現地確認ですね、安全協定による立入調査ではなくて、現地確認ということですね。

松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 鳥取県が調査に入りますので、その同行、厳密には同行。

○**稲田委員長** そういうことですよ。

○**松本防災安全監** はい。

○**稲田委員長** 確認させてもらいました。

土光委員、質問ございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今のことだけど、現地確認ができるというふうに市はなってませんでしたでしょうか。単なる同行してただけど、現地確認。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 同行といいますか、県が立入調査を行って同行をするというのが安全協定上の取扱いでございます。その場合、意見を言うことができるという条文も添えてあるはずでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとそこは、すぐ正確に資料を読めないで、ちょっと置いときます。

先ほどの申入れを行ったということに関してですが、1つは、燃料転倒に関して申入れを行った、これ、申入れ日が12月25日ですよ。これに関しては、中電は、原因とか調査して、一応、これが原因だった、再発防止策はこうしますというのを出していますよね。それは、この25日以降のことでしたでしょうか、以前でしたでしょうか。

○**稲田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** すみません、ちょっと今確認をしておりますので、しばらくお時間をください。

○**稲田委員長** 待てばいいですね。

(発言する者あり)

○**稲田委員長** もし時間がかかる、進めといてもらって、ほかに質問があればにしましょうか。土光委員、ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今の質問の趣旨は、例えば、まず、転倒事故、12月25日にこれを申入れをしてる。例えば、それ以前に中電が原因とか再発防止策とか、それ以前にやった、やっ

たのを前提で、それを受けて申入れをしたとすると、それでは不十分だという、そういう問題意識になるのかなと思って、この申入れをした後に中電がそういった報告をすれば、それは普通の流れ、ちょっとそれを確認したいから聞いたのです。

それから、2つ目に関しては、これはまだ中電は原因ははっきりしてない、再発防止策もまだ不明確。その段階で、ちゃんとやってよという申入れをしてる。だから、これは要望ですが、1つは、現地確認をしてるんだから、それに関して、これは口頭ではなくて、ちゃんと文書で米子市はこういうふうにやりましたというのが、これは報告をしていただきたい。それから、多分、いずれ中電から火災に関して原因の特定、それに基づいた再発防止策が出されると思いますので、そのときはちゃんと報告をしていただきたいということを言いたくて、それが質問の趣旨でした。

**○稲田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** すみません、お時間をいただいて申し訳ございませんでした。先ほどの、まず、1番目の申入れの件の、中国電力からの原因等の説明であるとか、再発防止策についてなんですが、昨年11月の10日付、こちらのほうで中国電力のほうからお知らせという形で連絡を受けておるという状況になります。

一応、今回の1番目の転倒の申入れに関してなんですけれども、こちら、そういったことも踏まえたって話ではあるんですけれども、その後、昨年の12月の22日になるんですけれども、鳥取県の原子力安全顧問会議、こちらの中でも、中国電力からの新燃料の転倒事案の報告がなされた。その中で、やはり顧問の先生方からも、安全文化の醸成や再発防止に関する非常に強い御意見等もいただいていたというようなこともございまして、鳥取県から三者での申入れ、そういったことを行いたいという旨の連絡をいただいたという経緯もございまして、本市としても、最終的にはその申入れのほうに同意という形でさせていただいたという経緯になると思っております。

あと、2つ目の火災の事案の件でございますが、委員おっしゃられたとおりでございまして、まだ原因が調査中ということがございますので、またそういったことを、原因等判明いたしましたら、何かしらの形で報告させていただくということを考えております。以上になります。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 1点目の補足でございますけれども、これ、県がしようって言ったから、じゃあするわっていうことではなくて、もともと、この委員会だったと思っておりますけれども、この転倒事案について申入れしないのかということで、又野委員から御質問があったと思っております。転倒事象について、個別にこれを単独でピックアップして、こういうのはいけないじゃないかっていうこととするつもりはございませんという回答をさせていただきました。同時に担当課長のほうから、そういうことじゃなくて、全体、やっぱり何回も起こってるこういう状況を踏まえて、安全文化という言葉をよく言いますけれども、中国電力の姿勢としてやっぱりやっってくださいよっていう、全体論としての要請っていうのはやっていかんといけないよということも回答をそのときさせていただいたと思っております。そういう回答をしてる中で、鳥取県からも今説明しましたように、顧問からもそういう意見があるんで、要望しないかということであったので、今回のような内容での要望というのは、米子市としても当然したいとは思っております。ということで要望をした次第でござ

ざいます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** こういう申入れに対して、通常、中国電力から何らかの文書での回答というのはあるものですか。

○**稲田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** こういった要望に関して、基本的には回答のほう、返ってくるものでございますけれども、ちょっと今の段階では回答のほうの連絡を受けていないというような状況でございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ、ぜひちゃんと回答を求めてください。特に、火災に関しては原因究明とか再発防止策の報告を兼ねたものが回答と重なる部分があるかもしれないけど、特に燃料転倒は原因とか再発防止策を報告の後で、改めて、これ、顧問会議からのいろんな指摘を受けて申入れをしたということで、やっぱりそれに対してちゃんと回答を求めていただきたいというふうに思います。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 0 6 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清